

長浜市道路愛護活動事業補助金

■目的

市が管理する道路について、地域の道路環境保全を目的とした道路路肩等の美化清掃活動（以下「道路愛護活動」という。）を実施する市内の自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

■補助対象者

自治会

■補助対象となる路線

幹線市道（１・２級）とする。ただし、市が実施する除草・清掃箇所を除く。

■補助対象となる道路愛護活動

1. 補助対象路線の路肩その他道路施設の除草
2. 補助対象路線の植栽施設およびその周辺の除草並びに植栽樹木のせん定整枝
3. 上記１と２の活動に付随する散在性ごみの除去および清掃

■道路愛護活動の実施期間・回数

毎年５月１５日から１１月１５日までの間に１回以上行う。

■補助金額（上限等）

補助金の額	限度額
単位面積当たりの単価※ ^１ に実施面積※ ^２ を乗じて得た額とする。	同一の箇所につき、２回までの実施を補助対象とし、１団体あたりの限度額は、１０万円とする。

※^１ 令和７年度除草単価１６円／㎡（単価は予告なく変更することがあります）
植栽施設のせん定整枝の単価は別に定める。

※^２ 実施面積は、延長に幅（１メートルを上限とする。）を乗じて算定する。
ただし、植栽施設については、植樹帯の面積を上限とする。

■申込時期

・令和７年５月１５日（木）まで。

■その他注意事項

- ・作業中は、怪我や事故のないよう十分注意してください。
万一、作業中に事故等が発生した場合は、自治会で対応して頂きますので、傷害保険等への加入をお願いします。
- ・ごみ拾い等の清掃活動のみでは補助対象となりませんので、必ず除草（草刈り）作業を実施してください。
- ・実施後に申請されても補助対象にはなりません。
上記申込時期までにお申し込みください。
- ・２回目の除草（草刈り）は、１回目から概ね１ヶ月以上経過してから実施してください。

■問い合わせ先

	旧長浜・浅井・びわ・虎姫・湖北	高月・木之本・余呉・西浅井
担当課	都市建設部 道路河川課	北部建設局 北部建設課
電話番号	65-6532	82-5904
E-mail	dourokasen@city.nagahama.lg.jp	hokubu-kensetsu@city.nagahama.lg.jp

《補助金交付までの流れについては、裏面をご覧ください。》

■補助金交付までの流れ

